深窓秘鈔

完

イ 4
2478
131

深窓秘鈔

門 イ 4
號 2478
巻 131

（印）

深秘抄

（伏見殿ハ三尺九寸也）

御そうそく寸法ぬいやうのさうあん

御身乃たけ四尺　（御）常之縫し一寸五分ツヽ　衣乃まゝ九寸ヽと

（先幅寸之）まへしきさきを九寸ツヽ身の分也　（此二行大字）

御ゑりさ一尺五分　御のおり三寸五分（大首）　月乃[illegible]ん下六寸五分（大首ノスソノハヾ）

御そでのたけ二尺八　ゑりさき大袖一尺五分　そてくち（イそて三字ナシ）七寸五分

（袖口ノ方ニテ取奥ハニテ八寸ツヽル）

御らむのおほきさ八寸あり（蟻　アリサキノハヾナリ）七寸五分あまさき六寸五分

（蟻ハ假字之　歩行先ナリ）

一　おちうらの同御たけとうちの事

御身一丈三寸うしろ五尺八寸五分ツヽ（イ以下四字大字平行）　二身乃おもて二丈六寸一寸（イ二身以下十二字小書）

（ロイ丈一の前おく分ハ三寸五分乃内）

御袖四ツ一丈八寸一そも

（鼓イ長四分長十四尺一丈八尺一ハリ　イ本）

御のおり五尺　御らむ九尺　御くひかミ二尺五寸　以上壱丈六尺五

寸一そうり以上三そうりにてたる也　あましいまはいしたるの入也（代有イ）

御結付　衣看山吹衣ノ

一領[illegible]

（印）

裳秘抄

御さうそく寸法ぬいやうのさため

御身のたけ四尺（伏見院ハ三尺九寸也）御裳常と縫ふ一寸五分そこのそでのたけ九寸と

ひろさ一尺五分 御のおほり三寸五分 さきはし九寸ひとへの分也 月のさいのえんハ下六寸五分

御そでつけ二尺ハひろさ大袖一尺五寸五分そでくち七寸五分

御らむのおほさ八寸あり七寸五分はかまさき六寸五分

御ちからの同御たけとをきの事

御身一丈三寸うしろ五尺八寸五分 二身のたけ二丈六寸一きり

御袖四つ一丈八寸一きりまた

御のおほり五尺ハ御らむ九尺ハ御くびかみ二尺五寸以上を丈六尺五

寸一きり以上三きりにてたけとる也あまりしめはいはし はうら入也

蟻ハ假字之 歩行先イ之

いろ〳〵のはかるなり（いつる事）

以上あはせ五丈八寸 しき入三尺 冬の御そてのときも
すその八分そて五尺八寸 冬表丈数二丈三尺七

一 御なかしを しぬいそのさしめにや御かさ御あんゆふのときの ゑんおもてもや
御身のあけ四尺 御むねのとをりめよりは御ちんのつけぎはまで
御むねのとをりめ六寸 三尺三寸九分
御こしのおろさ一尺八寸 おはりのまち九寸 ゑひち一寸五分
御大くび上六月まのもちひ分下六寸
御そてのわきそて二尺一寸 御そて一尺八寸 御ちから袖七寸五分
御らむのまちさ七寸五分 御かはか六寸五分 御かはかさき五寸五分

一 さしぬきのなかさ四尺 御のをちかりのたかさ下より二尺二寸

おろさ八尺九寸五分 大の一尺一寸 小の八寸七
御おこし八寸五分うしろをる
　御まへし 御前六尺五寸 御すそうしろ四尺五寸

一 冬御なかしの丈数
御身二丈一尺二寸 御前五尺二寸 御うしろ五尺四寸
御たくひ五尺一寸
御そて六くのから御そゝ袖かく二丈四尺
御らむ八尺九寸
御うら四丈四尺八寸 以上五丈九尺二寸 此寸法八つめある御あんなり
室町殿御寸法 文明二年三月十六日 廿一 于時康正元八十七御として

一 そはつきおのしぬいそのさしめ

四十

あこめ御たけ四尺五寸御胸のあはひ八寸御身の広一尺五分御せ
ぬひ上より一尺三寸九分右の御おくみのひき一尺一寸縫下御ゑり
広三寸御身乃やくより御むねのおもてより御うしろ
へ明くて御くしろハ一幅まても御たりハ四尺五分御身乃ゆき
御たけり乃広三寸ありり御前ハおとや御大首常のとをし
下比分広一尺一寸御袖前四寸まて御む袖乃おもて御くし
ろ一尺四寸

身乃たけ 前四尺八寸 うしろ三尺一寸 大くひ四尺らんかこしハよみむすわり大
くひ上も月乃まちみ下五寸五分
一 身乃ひろさ一尺五分
一 大くひ上八月る乃中分下五寸五分
一 袖乃引さそ一尺八寸 袖乃下ぬいまて六寸五分
大袖一尺五分まて袖七寸五分
袖乃引さそ一尺九寸
大袖一尺五分まて袖七寸五分
そてつゝみ上一寸なけまて下七寸
らむ乃たかさ七寸わき二尺五寸

らむ乃両方のそし一寸おりて一寸五分ぬいめ乃十そうぬい
みそ乃丈から三丈三尺
一 さしぬき乃すそ四尺 ゆいめ乃ゆき二尺二寸
ひろさ一尺九寸 大の一尺五分 小の八寸五分
うしろのあきさ まへ六尺 うしろ五尺
ひざ二尺一寸まへましろをさる
以上故藤中入道自筆を以写也 文明西正廿九
一 むよへさけ 二尺八寸五分 ひろさ七寸五分
そて一尺六寸五分 ひろさ九寸五分
一 もろ袴あつき三尺八寸 七尺三寸

一 御引直衣宮ノ御方御着袴寸法
身長三尺六寸　廣七寸五分
御袖引之一尺六寸五分　大袖廣サ八寸八分袖廣五寸

一 御衣
長三尺七寸五分　廣七寸五分
袖一尺六寸　廣サ八寸五分肉袖ナシ

公澄卿記
康富記享徳三年十二月廿日参向院殿去十六日御袴住亨文以經之節
賀申入了即有御出座御ソハツく久不参欝〻忠含〻由被仰下也
キや

一なをし

身のたけ二尺七寸五分ひろさ七すん五分

一そでのたけ一尺六寸五分ひろさ七すん五分ある袖五寸

一はぬきたけ二尺五寸五分ひろさ一尺八寸

一下のまちのひろさ三尺五寸ひろさ一尺八寸五分

一帯あらためなかさ九寸ッゝ二すちむらさき二すちしろく

一なをしのぬいやう　二宮御方長寛二年十二月　青蓮院御とくとの時御つくり

一身のたけ三尺五分ひろさ一尺五分

一むねのまちめ五寸ちまきのたか八寸

一袖たけ二尺のうちたてしかん有

一らいのなかさ八尺四寸ひろさ七寸五分
あわせ寸五分ひろさ地六寸五分
のあわせ四寸おちほしきすそ五寸五分こゆし身のなかさ七尺
七寸ばかり

一もむ衣は二宮御方入室の時のぬいやうすんあわせ寸
ろ二尺三寸ひろさ九寸
すん二尺八寸御のあわせ上三寸ほそ四寸五分
袖たけ一尺三寸五分ひろさ大袖九寸ある袖六寸
惣以上三尺九寸
ぬいやうのあんこのわっこうしあるべき
りき袖よりいてべき

一夏御なをし御あつくもむ宮の御方十七の歳

一 御身八尺七寸五分　一丈九尺

御のおり　五尺

御袖四尺一寸四分　一丈六尺四寸

御らも　八尺五寸　御くゝり　二尺二寸

まへ以上五丈一尺一寸　三尺九寸入　志ろ
又五丈二尺　代七百五十疋

一 御ちゝつきの寸法　内裏宮御方御服寸法
永正十五年四五

御身のうけ御まへ四尺五寸　御うしろ三尺一寸

御袖のひろさ二尺　御大袖一尺二寸　御ちゝ九寸五分

御らものあさき七寸　ちゝ二尺五寸　惣二丈一尺五寸
ぬいくゝのあむや

一 冬御なへぬいくゝ御あつ丈数　内宮御方

一 御身のうけ　五尺　御あひと卯し一寸五分　[illegible]

御身のひろさ一尺一寸　御のおり三寸五分　月つゝ乃下　[illegible]

御袖のうけ二尺　ひろさ　大袖一尺一寸　御ちゝ袖八寸

御らものあさき八尺七寸五分　たゝき八寸　あわ八寸五分　さき七寸

御まへけと申　大永四六七　成御服

御身二丈六寸　御袖二丈　御のおり五尺三寸

御くゝり二尺五寸　らも九尺　以上五丈八尺入志ろ有

一 御下乃ちゝ成

なかさ五尺　御ちゝぬき四尺なわ御ちゝ成一尺　なかさ　あむ

[illegible]

まけまくしやうしのうちうちにのりにてさきはへ
てきりくはりつ紙のやうにぬいてゐのそのさきの上にぬいめ
ゆう十ゝさきに人ずいかうのつきよりくなるゆへにぬき
ある也五分つゝさきのめにぬいつゝおりめきなり

一 御たもとのかりの丈数 一丈九尺まちたり わきく文しやく

御身御ゆき三尺二寸五分 御のおりかへし御たもと袖ふかさ
御えりの二尺二寸五分
御袖四三尺三寸五分つゝ
大袖一尺そへて袖七寸

一 九才御はしぬき こき物地あのはら文ぬいものてうの
九とき乃一条若公九才の時乃きる御なり

惣丈数二丈二尺
御ゆけ三尺三寸四 こころのまわ御ころころ
二乃そ二たるなりや御こし
いかはきぬのえきの紙子惣丈数六尺五寸

一 享禄四年四月十六日
夏御直衣 御まへけとの惣丈数五丈五尺代六貫五百文
御袖四尺五分ノ物已
御身五尺二寸ノ物二
御のおり五尺四寸一
御らむ八尺五寸
御くゝみかゝ沼ゝ二尺 此料そ色付申ゝ物の外によしとて
此ゝ二十足 十足 八ゐの御ちむせ

袖四一まわ
身二まわ
のおりらむくゝみ一まわり

天文二十二以上十五

一 宮御方御小直衣 紅文紗 一領（領し） 丈数二丈五尺余
裁数丈数二丈 三尺六寸也
御袖壱け四八尺余分六寸入御大袖一尺二寸五分 二ツリ ヨ分や
御身御前 四尺五寸 うしろ三尺一寸

以上

一 小なほしのこと 冬はあや文なきをうらにあつく
まいらせても（ちゝてのりのはし） たけ八寸たかさ二寸や 物はしまし一寸二分ばかりや（これハ名のりのはし 仕様方なし）
かまちのそめ五分はかりたくいにるこしのまへ三寸つ
とうるやなるさ六尺

一 夏のこしまちやうそめ文と紗をしまりしやこまかにこそ
なるく入まいらせてはしまへのところや（長サ人ほよるまへ 五尺五寸ばかり候）

一 なほしの御かへ冬のしなきさ六尺まろさ六寸うらまで
こそ五寸まうりつけさきとうもちあはせ わしおひのらく
たくへ十

一 とのゐ物の御まへの事
身五尺八寸 袖二尺六寸 袖のはし 二尺
惣丈数二丈三尺五寸 あはひ四尺六寸
御えりハ下くへの身のまへよりいでて御えりの御はしくみて
うしろへのうしろハまへの身と下くへの身のまへ計をそれにて五寸
のいゑをみつにて えりにそひさくわとふ门方との御かゐの
きもの そことにさかりいたるまて 左右まよりまて 御袖のすそはその

下と御小つま六寸ハかりにてさゝるまゝゆしたく人置候に
よきひ程もとふ六寸まてかゝりかゝりらし候ふらくすゆかて
めのさくてうちすへきのあきこよくこへまのまそこくれなゐ
まくとりわくちくしとをしとも

永禄六年七月十三日　従三位判　二イ

以或人本写之後以暉房卿蔵書校合
以朱直付之猶非無不審歟

享和二年四月　右京大夫祥光

秘

連阿裝束抄

以大指中指成如く字其間定五寸之変

永緑抄
束帯に尻つるべき時一の心得は寸法のこされぬ極なり　三角一面にとる時
秘支畧五寸なり　又　日上畧五寸し　去らく膝に引のといふ下　日上畧とをり
をと尺とはかるむるなりたけ　高のひと大のひとをうつしおとよくそし
のくく二たけをとる下し　ろにはいへらう　圖にてあるへきなり
ありきりのりは下畧

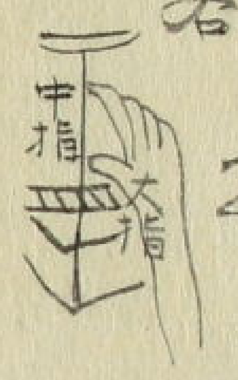

禮記文明十二十一
十六日
一ときの宮御方就御元服藤宰相被御寸法にら参く然間私存知分本所へ申さ其子細て
先懐中よりあそおいもとこかたに御らけわらせはきとあるとり出御あけらるに
よりあくこし御でびらりおずぐごあからあけあかゆびより御せたけのた縁り
ぶあでかぎかげあるへし　これらて私にて御あちめたるを下申さし参しとおほせ
らるや
一手のとかりあをまくひきさけの御きひすあて　あるおかしるあてたやく

装束寸法

一束帯

袍ノ長サ

主上春宮ハ一御骨ヨリ御キビスニテノ御寸法ニ三尺六寸　親王
大臣次第ニ可有ト見歟　余年サ次第ニ敵之人　七寸余地

下五六寸何茂年サノ可有ト見歟

同廣サ

主上院春宮ニハ御骨ヨリ中ノ御指ノサキニテ三寸余ホトヲ
二ツニ折テ御大袖ハ御身ヨサ五分ヒロシ　御ハタ袖ハ卅外ニ付
ヘシ宮大臣ハ節才モテヒロニ五分アマリホトヲ二ツニヲルヘシ

或云連阿装束抄

装束寸法

一束帯

袍ノ長サ

主上春宮ハ二御骨ヨリ御キビスニテノ御寸法ニ五尺二寸親王一位
大臣次第ニ寸有ルト見欤余ハ等サ次第ニ減之廿間例アリ七寸余地
下五六寸何茂等サノ有ルト見欤

同廣サ

主上院春宮ハ一ノ御骨ヨリ中ノ御指ノサキニテ三寸余ホトヲ
二ツニ折テ御大袖ハ御身ヨリ五分ヒロシ御ハタ袖ハ端外ニ白
ヘシ宮大臣ハ聊オモテヒロニ五分アマリホトヲ二ツニヲルヘシ

雅亮寸法抄

上臺

身にはきぬゆ(袖)ハあまりみじかきハ人によりてたけもたかき人もなく

あく成候ヘハこゝろに中候るゆけ高ゆび(指)をさきにあて中の節綴

をつすとはかりもある事なりさりながらまへハ下略

文公家禮

家礼裁深衣及喪服皆用中指中節

為寸蓋以人身有長短〳 ——

殿上今ナラバ立ヒニヒトシ地下ハ祢タラス大袖ノ付目ヨリワキ
ヘ二寸五分スヂカヘテ上ベシ

ハタ袖ノ事

大袖ノ三分カ二也

袖ノ口ノ事

身ト大袖トヲ合テ猶二寸五分或一寸人ニヨリテ可有之其欤

ハコヒノ事

身ノ廣ハサニハコヒノ長サハ二寸五分ミジカシ九寸法ニヨリテ可
定欤此スソ三寸五分セハクオトスヘシサキハスソボソナルユヘ
ナリ袖ノ付目トハコヒノツケギワトノアハイ二寸五分アルベシ是ヲ

帯トシレト言

襴ノ高サノ事

ハコヒノ長サニ二寸五分ヲトルベシタケニヨルベシ襴ノ九右ニミヽノ（左）
ヤウナルモノヲハアリト云其外ヘ出タル分襴ノ高サニ一寸五分ヲ
トルベシ是モ其ハ筆廿ノ可桐斗アリノサキアリニ同

大クビノ事

上ハ立リノ廣サナリ下ハ上ヲ二ツ合タルホトナリ是ハ上下筆ヲ
不論之見同（謂イ）（謂イ）

胴ノ折目ノ事

頸帋ノ前ノキワヨリ七寸六寸ノ間也之見上下ニヨラズ

年サハ可相斗

一半臂

袍ノ長サヲ五ニオリテ三分也腰ノ折目ヨリ也此外ニ襴アリ上下年
サ同事廣サハ袍ノ身ニ二寸ヒロシ袖ナシ襴ノ高サハ袍ニ五分ヲトル
ヘシ左右ノ脇ニ十二ツヽ前後ニ（イナシ）六ツヽミ置間長サ一丈二尺是半臂
アラレト云

大クビノ下事

六寸アルヘシ下サマ次第ニセハシ

忘緒事

廣サ二寸五分長一丈二尺年サ又ニのゝ筥常ノ長サ可依

腰是ヲ引帯トモ云忘緒ノ多クハヤウアリ二ツニオリテウナノ行
ヲ三分一程ニオリテノス其中ヲ引帯ニテ結

ム子ノオリメノ事

袍ノハ頸紙ノ下ヨリサスナリ是ハエリヨリサス間頸紙ノ
アツサヲ三寸バカリアテヽ袍ノム子ノオリメヨリ二寸ニテモ二寸
五分ニテモ寸法ニヨリテ長サ可定

下襲ノ事

前ノ長ムナノヨリ目ヨリ袍ノランノワケギワニテ也後ハ裾別ナ
ラハ常ニハヅレヌホド也裾ヲバカバ其長サ人ニヨリテ長短アル
ベシ主上大臣一丈二尺ヘ腰ヨリ下ノ分也此外腰ノ上ヘ一尺四寸常ノ人ハモミ（上イ一ノ文字）

カタメ下ヨリノハ子カヘシ四五寸是等ヲ取合テム子ノヨリメヨリイ
クラホド、シルス大納言ヨリ参議ニテ一丈殿上人ハ八尺地下七尺但年サ
納言ノ人ニ尋ヌ直ハ人ツイタケヨリ廣サハ身ハ袍ニ同袖ハ袍ニ一寸
ニテモ五分ニテモ一ニサルベシ

一 袙事

長サ袍ニ五六寸ミジカシ廣サハ下重ニ同也

単事

長一寸袙ヨリ一サル袖ノ廣サ一寸五分袙ヨリヒロシ身ハ袙ニ同

表袴事

長サ一ノ骨ヨリキビス一ニデノ寸法ヲ二ニヨリテ二分ニ縮二寸ナガシ

是ハ殿上人ナドニヨシ御所サニ大臣ナドハ今一寸五分長クスベシ
又人ノ腰ノ高下ニモヨルベシ廣サハ長サノ三分一也縮一寸五分一サ
ルベシ大幅ノ支也小ノハ大幅ニ三分カ一也縮一寸セハシ（サガリノホドハ）
（足ツキ五分カヽルホトナリ）足ツキ九寸バカリ寸法ニヨルスソノ口ニ三寸（一ヒ）ハカリヲトスベシ
（ニタノカタヤ）腰ノ高サ一寸五分長一丈二尺上下革サ可計ヒタヲハサツキ
ニノ可取

大口事

表袴ニ同足ツキナシスソヨリ上ヘ内ヘヲシ入如此スレハモミクチ
ヨリ下ハ四重ニナル長サハ表袴ヨリ二寸バカリ短カシ

直衣事

長サ袍ヨリ一寸短カシ上サニハ二寸ミジカシ廣サ袍ヨリ二三分バカリセバシ自余如此

衵事

長サ直衣ノ長サニ六寸ナガシ廣サハ袍ノアコメノツモリノゴトシ

單事

長サ袙ノゴトシ廣サハ袍ノヒトヘノゴトシ

指貫事

上サニハ實身ノ渉寸法ニ六寸五分ナガシ大臣以下次第ニ殿上人三寸五分地下一寸余或ハ余ナシ廣サハ長サヨ二ニヨリテ稍一寸ヒロシ上サニノナリ殿上人ナトハ五分ニサル地下ハアニラズ此

内ニ大ノ小ノアリ大ノハ小ノニ一寸五分ニサル是モ寸法ハ人ニヨリテ一寸ニサルモアリモヽタチハナカヲヽルセニタハ一寸アカルクヽリ一丈二尺半

下襲事

長サ一尺廣サ一寸指貫ニ一サルヘシ

狩衣事

長サ前一尺後四寸實身ニニサル大臣以上如此公卿大畧兼大納言以下可子(在)見殿上人以下前ハ八寸後二寸實身ニニサル地下輩ナトハ猶ミジカシ年少又可相計廣サハ實身ニ一寸ニサル寸法ニテ自一胃中指ニテノ分ナリ袖ハ大袖ニ同シタ袖ハ二寸五分セバシ紙形ニテ可計其儀如此

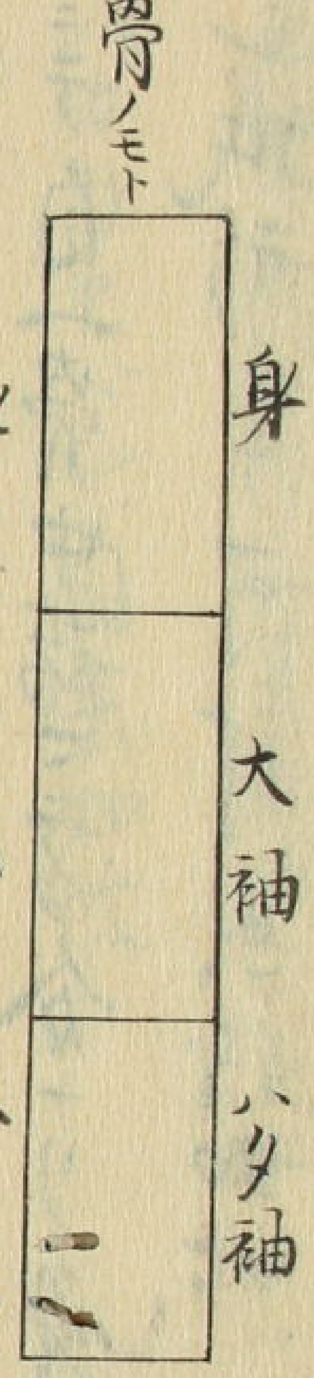

身ハ半ノ寸法ナリ合テ大袖ニヲナレ

如此アツル間身ハ三分也（イ二分）只大袖ノ廣サヲ身ニシルスヘシ

袖口ノ事大袖ハタ袖ノ廣サヲ合テナヲ二寸ニサル大臣以上也大納言以下以身ニ可宥ヲ見放共ハ其寸法ノ格ニ同シ侍ナトハ格（イ格）ニタラズ。

袖ノクヽリノ事

十五以前ハケヌキ形ノ十六ヨリウスヒラ其後アツホソ（先者）格（イ千ナシ 推ノ大ヨリカイ）ヨリグヽリ

六位ハヨリクヽリ本儀ナリ雖然當時一向ケヌキ形ノクミ（イカミ）ヲモサス

袙事

長サ一尺ハ實身ニニサル廣サ二寸五分狩衣ヨリセバシ狩衣ハ一身ナリ二寸五分ヲトルホドヲ省ヅヽハカラヒアハスベシ小寸法又可有ヲ見袖口ハ布衣ニオナシ

単事

長サ二寸廣サ二寸五分袙ニニサル二サル分ハ袖ノコト也身ハ袙ニ

同

指貫事

如注右カハルベカラズ

浄衣事

狩衣ヨリツヽシクスベシハタ袖ハ二寸ヲトルナリ

褌事

長サ浄衣ノ前長サニ今一尺二四寸ミジカシ廣サハ長サヲ二ツニヲリテ七八分セバシ股ノ付所自上一尺

袖事

長サ實身ニ八寸ナガシ廣サ浄衣ニ一寸ミジカシ

下褌事

長一尺廣五分褌ニセバシ

葛褌事

長キビスヨリ五分バカリ余ル廣サ長サノ半分也但二分計一サリモスル上下同色ノ水干ナラバ二四寸モ廣シ上下水干ハ同染

ナル間也上ハ布衣ノ前後ノミシカキ物也タリクビニヒボアリタリクビナラバ右ノヒボヲカタヨリ後ニ付テ左ノヒボヲバクビカミノヲリフセタルサキニ付テ左ノタモトヨリ取出テ前ニスヂカヘテユフベシ馬ニノル時ハ右ノヒボヲ後ヨリ前ニ同ヤウニユフベシ

鞠時又如此

ユリノ寸法ハ前後一ノアツサヲユリト云ソハヘノ廣サハアツサヨリモ今一二三分セバシ是ハユリ形ノ支也ナカヲニリ頭巾ヲハ其七ハカリニアテヽカキ形ノ間ハ二三分カヘヨリ一寸二四分バカリ廣シ是ハ立リ形ノタチメナリ又イシロヲ吹キニノクビカミヲハカラフベシ年サ人又次第ニ可計クビカミハ耳ヒクニアタルホドヨシカタムキテア

大忌小忌カキ装束ノ事

ハダカ草ノ事

アツベシ。月形ハ後一寸ニサル前ノアキスグル分一寸セバシ
烏帽子ハ其たノヒタヒノキワメヨリ、ウシロノカミノライハテノヘニワシ
テ三ニ折リテ可定。タケハ、ダカクアラバ一リノケテヨホヲヒキクハリ
ノケテヨホフナリ。二リノ高サ一寸バカリガホド也。人ニヨリテ五六
分モアリ、七八分モアリ、二ノ計
身ノ二アルヲ大忌ト云。一アルヲハ小忌ト云。カキ装束ト云ハ束
帯ノ支也。直衣并衣冠ヲ扃装束ト云ヲモチテ二ノ有ヿ
見。ハダカ草トハ束帯ノトキ、赤衣袍ヲ不着ヲ云也

總考
朝野群載第三
装束進退傳曰
筋ヿ令袍之前衡
於足上令袍之後
半於沓踵袍皆不
隠帯而裁縫之時
不労亀尾并腋
襞等着用之時
搽帯之後左右之
腋令有自然之襞
襴縫目以下令前
後左右之回面各令
方而已左右袖端
各畳三重襴之寸
黒色袖其袍之裏
用椽涂生绡徐歩
之時不屈其体云

束帯着次第

以下或称大納言良宗卿装束抄云々 可尋

先着赤大口、其後表袴ニ……草ニ袍ヲ重
テ後袴ノ腰ヲ結フ。腋ノトヨリヨリハ聊前ヘヨセテ右ノ方ニ片
カギニ結之。腰ノスソヲ同程ニハカラフ。但片ミジカ也。サガリノ程上﨟
ハ長ク、下﨟ハ夕カク也。或前ニ両カキミス。次下襲ノ腰ノシワヲ深ク
入テ常ニテ腰ヲユフ。但裾ヘチナラハ裾ノ腰ニテ可結。或ハ半臂重
テ忘緒ニテ可結之。次半臂忘緒ノワナヲ左ニアテテ、イリタクツヲ
カラズ結之。其後ニ袍ヲ着テ頸紙ヲハ前装束師ニワレニ後
装束師ヒボヲ入、先右ノ袖ヲ可著。右ノ袖ニ手ヲ入ル。下カナル
ユヘナリ。次ニ腰ノシワヲ深ク入テ前ヘニワスホドヲ可侍前ニウ

アツベシ月形ハ後一寸ニサル前ノアキスグル分一寸セバシ
烏帽子ハ其仁ノヒタヒノキワメヨリウシロノカミノタイハテノヘニワシ
テ三ミ寸リテ可定タケハタカクアラバ一リノケテヨホヲヒキクハリ
ノケテヨホフナリ二リノ高サ一寸バカリガホド也人ニヨリテ五六
分モアリ七八分モアリ二ノ計

大忌小忌カキ装束ノ事

身ノ二アルヲ大忌ト云一アルヲハ小忌ト云カキ装束ト云ハ束
帯ノ事也直衣衣冠ノ宿装束ト云ヲモチテ二ノ有ヿ

ハダカ草ノ事

見ハハダカ草トハ束帯ノトキホウ衣袖ヲ不着ヲ云也

總考
朝野群載第二
装束進退傳曰
上略令袍之前衡
於足上令袍之後
半於沓踵袍皆不
隠帯面裁縫之時
不労亀尾并腋
襞等着用之時
撫帯之後左右之
腋令有自然之襞
襴縫目以下令前
後左右之回面各令
方而已右袖端
各畳三重襴之付
黒色袖其袍之裏
用様染生絹徐歩
之時不屈其体云々

先著赤大口其後表袴ニ足ヲ入テイマダ腰ヲユハズ次草ニ袙ヲ重
テ後袴ノ腰ヲ結フ腋ノトヲリヨリハ聊前ヘヨセテ右ノ方ニ片
カギニ結之腰ノスソヲ同程ニハカラフ但片ミジカセサガリノ程上﨟
ハ長ク下﨟ハタカク也或前ニ両カキヨス次下襲ノ腰ノシワヲ深ク
入テ常ニテ腰ヲユフ但裾ヘチナラハ裾ノ腰ニテ可結或ハ半臂重
テミ忘緒ニテ可結之次半臂忘緒ノワナヲ丸ニアテテイタククツヲ
カラズ結之其後ニ袍ヲ著テ頸帯ヲハ前装束師ニワシテ後
装束師ヒボヲ入先右ノ袖ヲ可著右ノ袖ニ手ヲヘ入ル下カテナル
ユヘナリ次ニ腰ノシワヲ深ク入テ前ヘニワスホドヲ可侍前ニウ

シヲフセテ後尻ヲ作テ前装束師（後装束師イ）ノムヒニヲサヘサスベシ尻ノ作ヤ
ウ腋ノヌイメヨリチト前ノ方ヲサシサゲテ取テ上ヘ引上其ノアゲホ
ドスソニ見合テ（ヲイ）襴ノ高サヲハカラウベシ帯ノトヲリヨリシモヲ引
上テ腋ノシワニ（ヲのをもえなきりきノイ）ミヘト七付ヤウニカラミカクシテ内ヘヒ子ルナリ下ヲ
バヨコサマニ取テ上ヲバメテサマニ取テ腋ヲカフベシサゲニトヒカク
シタルヲシ（ガイ）尻ヲ（イナシ）帯アテテノチ大ニヒキナセハロキノシハヒカレテツニ
ルガヨキナリ前装束師ニヨクトラヘサセテ其上ニ帯ヲアツ帯ヱ
イテノチ尻ノ大小ヲ見ハカラヒテイニタウルワシクシメサラシサキ尻
ヲ作リヲウスベシツニリメラバイクラ程モヌキ出スベシ大小ヲハ（故左大臣入道法性覚作云イ本）
カラヒヲウセテ尻ノ高サヲハカライテノ高クハ内ヘヲリカヘスベシ

中ノ縫目ヲハ帯ノ下ノトヲリヨリモイニスコシサカリノミヲル左右ノ
カトヲハ帯ノ中ズミニアテガイテ中タワニスベシ三角一面ニスルト云
コレナリ三角一面トイヘハトテ中ノヌイメヲ装束師ノ前ヘ引テカドヲ（ヘイ）
ツクルゴトニテハアラズ心エヌ仁（イ人）サヤウニスルコトアリ比興也但三角ト（イ本無之至可多シ云々）
ハ両方ノカドノアイハ面スクナル間一面ト云中ノヌイメニカトヲ（程ニイ）（二角タカクカドアリ中ハナダハナルカ一角也両方ノカトム）
アラセントテヲル皃ゴメノクアルヘカラズ中ヲヒキクダニアラスレハ三角
ニミユルナリ両方ノカドヲタカクシテカトヨリナヲ腋ノカタヲヘサ（シイ）
クトミリヒシキテカトヲタテタルヨキ也カトヲタテ帯ノカタ
ヲモユガミカサシトスルハキタナキ皃ナリ帯ノシハヲヨクク腋ノカ（廿ニイ）（イ本但三角トハ——ヨリヨク作ナスニテイナシ）
タヘヲシヤリテ次メヨク作ナスベシ尻ノ大小人ニヨルヘシ相構テ袖（次イ）（キナリイ）

ノ下ニタニラヌヤウニスベシ。ワキノカイヤウニヨルベシ。尻ノ大小沸斫
サニハ勿論也。大臣以下次第ニチイサクス。但参議ニイタルマテハ公卿
ナレハイタクチイサカルベカラズ。殿上人モ次第ニ下為ニナラハチイサク
スベシ。凡尻ハ余ニ大ナルハワロシ。次襴ヲオシカヘスコト。襴ヲ上ヘハ子アカ
ケテ。ソレヨリ上サマヘミヽキシテ。手ノウシロニナシテトフベシ。次袖ノ衣
袷カクコト。身ヨリノシワヲカタノトヲリヨリハサゲテトリテ上ヘ高ク
カキ上。次ニ一ノシワヲカヽヘテ深クヘテ洞ヲフカクスヘシ。二ノシハヲハ
浅クホラノトヲリトコロニ身ト袖トノ縫目ヨリ三寸余身ヨリノ方
ナリ。三ノシワハ是ヨリハシヘ三寸余（二ノ間ナリ）二ノシワトハタ袖トヲ付目
ト一寸ハカリアルヘシ。一ノシワノサキムネノヲリメヨリ一寸或五分ウシ

ロヘヨス。腋ノ折目タカクツキタラハ、ヲリメノモトニテアルベシ。高サヒク
サニヨリテ見合ハカラウベシ。一ノシワハタ袖ノツケメヨリヨク四寸ハ
カリ入ヘシ。其次ミソノアヒホトニ二ノシワ付ベシ。二ノシワニイサヽカサガ
ルベシ。ミタ同ホドニモス。是ハワロシ。袖ノ外ハ一ノシワノトヲリヨリハタ
袖ノスソヘカトヲトヲスベシ。サレバトテ。カタナノハノヤウニトルコトハワロシ。ニロ
ヤウニトルヘシ。ハタ袖ノスソヨリ上ヘハヌルコトハ地下ニイタリテノコト
ナリ。殿上人上ハ唐犬ノ耳ノヤウニフラ〳〵トサガルベシ。ソレサガルシダイ
ハ二ノシワノトヲリヨリ次第ニスソヘニホハカシテハタ袖ノスソヘシタイニ
ホハカシテスソマテヲリツレハ。スエハフラ〳〵ト。サカルモノナリ。袖ノ
衣紋モヒリノコトク次第ニ下為ヘハ小クカクベシ。洞ヲサケテトリ。

懸裙之事

ウシロヘ袖ヲフセハ衣紋大ニナル洞ヲサケテ取テ衣紋ヲツケハホナルヘシ次ニ裙ヲ右帯ノ上手ニカクルコト帯剱ノ時ハ剱ノ足緒ノアイニカクルナリ、巌氏ハ尻ノ右ノハシ、面ノ白ミヲ二寸ハカリミセテ、アラハ寸ヲリカヘスヘシ、公卿ハサモセズ只裏ノ黒ミハカリヲミスルナリ大方中ノヌイメヲハ前ヘナリ両方ノハシヲハウシロヘナリスソノナガサ叓

前装束師之事

表袴ヨリ、チトアカルヘシソレモ人ニヨリテ、ケヂメアルヘシ公卿ハ大略スソヲ引ホトナリ前装束師表袴ノ腰ヲハ結ヘシ是ハ別儀ナリ、右腋ニテウハ片ワナニシテ結ヘシスソノサガリホトカタク余ニ長ハワナニ長キ方ヲカイカクヘシ袍ノ前フクラ腋ヲヨクツクロケテ、タハヤカニ引上ヘシ下襲両方一寸余(前ヲ云ナリ)ツヽヲリテコレモ腋ヲタブ〳〵トクツロクヘシ二ヘノ高サハ襴ノツケメニテトヾクヘシ但前フクラヲ本トスヘシ次ニ半臂ノ前ニホソキモノヲ(ナリ)両方ノ腋ヘヲシヤリテ下具ヲモタスルヤウニ世前ヲハチトツメタルカヨシ忘緒ハイタクツヨカラス或ハ忘緒ノ引帯ヲハテシロハカリニアテヽ前ヲハハツシテ緒ニハコメズ袖ノ衣紋カク時ツニルハワロキ故ナリ前ヲハツシタラハノチニクヒノサキヲハ帯ニカフヘシ凡前ヲ半臂ハカリヲハギハナツキニス次ニ袍イニタ着セサル已前ニ先下具ノ袖ノ下ヲ取合テヨコサマニ主ノ手ニモタス具ハ後袍ノ袖ヲ入テ頸紙ヲ重テヒホヲ後装束師入テ待ヘシ次ニ下ガエノ襴ツキワヲ取テ主ノ後ヘ左ノ手ニテ引テハシテ右ノワキニ引カフテ左ノ手ニテトラヘテ右ノ手ヲサシヤリテセノヌイメヲ

取テ笏ノ左上ヘ引ベシ是ノヌイメナカヲチト左ヘスクルホドナリ右ノ手ニテ襴ノツケキワヲ後ヘ引下ゲ垂スベシ左ノ手ニテトラヘタルヲバハヅサズシテ右ノ手ヲウシロヘヤル装束師ノ左ノヒヂニテハヅレヌヤウニ押付ベシ上方ヘニワシヲウセタルトキニタ装束師ノ右ノヒヂニテ笏ノ左ノワキニヲシツケテ前ノ高下前ブクラヲハカラフヘシ上カヘノ大クビノ帯ノシタヲチカラハカリタテサミニヲリテテランノツケキワニテナリシスチカヘテニホハカスベシランニテハカクシヘカラス前ノフクラシタヲハアラハニシテ上左手ニテヲハ下ヘ内ヘヲシ上ヲハ右ノ手ニテ其上ニ帯ヲアツベシムスヒテ口ニトヒシテツヨクユフヘシ次ニ上手ヲ取テ左ノワキノ下ヨリサシヤルヘシ前ノヒキサハ院春宮御足ノコフニツクホド也笏上ハノイ五

イ本裏書云前のひくき事衣出ニ可准云々

スコシ高キヤウニメスナリ執柄ナドハ二寸バカリアカルベシ大臣三寸ハカリ大納言以下花族ナラハ二寸余アカルヘシ或三寸人ノ家ニヨルヘシ蔵人頭五寸四位五位ノ雲客ハ六寸ハカリ歟弱又袖ノ衣モンカク時袍カサ子又以前下具ハヨヨク〱重ヲウセテ袖ノ外ワキノシワノソバノヲリメヲトリヒシクヘシ袍カサ子テ後ハツヨクカタナノハノヤウニハトルヘカラス袍カサ子テ後衣紋ヲウルハシクカク時其ヘヲリメハタ袖ノキワヲ一人トラユヘシ凡衣紋ヲハ後装束師カサヘシウシロヲハ上手ガスル故ナリハタ袖ノハシヲサケテ引ハサカルナリアケテ引ハアカルセ

下具之事

半臂 緒有忘忘 下襲 裾別ニモアリ 半衣 表 引陪木 袙 単
表袴 赤大口 大帷ハ別分物ナリ夏ノトキ無単赤
帷ヲアセトリト号テ着白モ赤モ大帷ハアセトリト云也夏ハ二タ単
ヲコワタハリテハリ単ト云テ着袙ヲハ老者ハ不着殊ニ此時大帷也
半衣ヲハ夏ハ不着此面ヲハナチテ着ヌ引陪木ト云ナリ余ニ年サ之
着濃色之間大帷白事
時大帷無冒ナリ上サマハ御大帷メサス御鞠ナトノトキメス夏アリ
十五已前六十以後亦帷ヲ不着白キ着用ス十五以前ハ濃色ナル
間帷ハ白シ六十以後ハ老者ナル間何モ白キ具ナル間白シ凡鞠ノトキ
ハ直衣ニ冠ニモアセトリトテ赤帷キル面白也又白帷ハ勿論イツ
モ着ル間無子細

直衣着次第
先下袴 當時兼テ指貫ニ重テ一双ニ着之
次袙 夏ハ更衣単 大帷ナト着之
次単 冬ハ無之更衣ノ単ヲ着ヲ老者汗取トテ帷ヲ着其世花足帷不着
次指貫 老者汗取トテ帷ヲ着
次半衣 夏ハ引陪木 妻ヲ不出ハ指貫ノ下ニ着之又説ニ妻ヲ
出トモ下ニ着テ指貫ノ上古ハ前ヲホコロハシテヒノ縫ニテ出說アリ上結ノ時
出衣之事
半衣単下袴不着此時ハ大口バカリ也只袙ト更衣単ト也着ヤウ
青奥尾之事
ハ腰ヲ二ワシテ前ヲサバヲ青奥尾ニテウチチガヘテ當時ニ如東帯スソヲ
ニワスナリハコヒノ作様下ヲ下ヨ上ヘ人ノ下居クチビルノヤウニシテニタ
上ヨリクチヒルノヤウニ下ヘキ多ヘシタヘレニクス下クチビルヲ畧シテ
上バカリニテクワセタルヨシハコヒノ下ヲ常ノ下ヘ引タルハハコヒ

小紐事

ノサキハ子テコレ縫目ニカトナクテ一ロキヤウニハスベシ腋ノシワヨリ
入ベシ小紐ノ付所肝要也常ニ手ヲシトテ袖ノ下ニハコヒノ上ニ二寸五
分アルトコロニ付ヘシ腋ノシワハ下具ノ肴ヲ取ニヨルヘシ衣紋ハ如常
實身寸法ヲ取事其ハ身ヲ板ニ立テ二ノ骨ヨリ板敷ニテ可取
廣サハ尤ノ手ヲノヘテ中指ノサキニテ可取若此仁普通ニカハリテ
腰タカクモヒキクモアラハ腰ノモトニ寸法ヲ可取
代々相傳之口傳先一帖奉授サ躬殿 彼不及外見可
令秘蔵給者也

貞治五年九月六日

藤原永昭三位
連河 在判

女房鎊抄

一春冬のきぬ乃色々

一こきくれなゐのきぬ　・くれなゐのひとへ

・しろきうちき　・松かさ○のこうちき

一こきなゐに松かさねの衣（小書）うへ紅うら紅とかさね松

・紅梅乃ひとへ　・もえきのうはき

・うすいろのこうちき

一こきなゐのうはき　・うへ紅はしろきをうら○

・しろきひとへ　・さくらのうはき

・えひそめ乃こうちき

一むらさきにほひ　・うへ紫ふかく次紫はうすきぬ

・こきなかのひとへ　・うす色乃うはき

・もえき乃こうちき

むらさき地乃から綾のうすものひとへ　・うへむらさき地にちらきぬ

・白きひとへ（紅のイ）　・紅まておりてきなみ　・もえき乃うはき

・紅乃（梅イ）こうちき

梅乃きぬ　・おりてものくうしろそう

・あはうち乃ひとへ　・紅梅乃うはき

・うすいろのこうちき

津わく紅梅　おりてこうちき　・うらもえぎ

・うすきひとへ　・もえきのうはき

・えひそめ乃こうちき

うら梅さくら乃紅梅　・梅さうあるひとへ

・もえき乃うはき　・うす色乃こうちき

こうそいろ　・紅乃ひとへ

・えひそめのうはき　・もえきのこうちき

あをさいまひ　・うへはこいにうす紅梅ゆかさぬ

・梅さうあるひとへ　・もえきのうはき

・こえひそめのこうちき

風なき　・おりくもろく　・うすやうし

・紅乃ひとへ

・梅もえきのうはき

榮花物語上巻　二りてそのまアなじ清つりなといひしめでたしかきぶうさう

布引の瀧

たくの山のよりえきのうちふるきた今世いあれハみすいつなり

さりとてさいとありくて見くなりしともみたにあまくにあるこそありき

もあまりなきうちそでうかハうすたかくそのやうあきふいときよげな

凡酉

乃君

うすいろのこうちき

ちくさかさね
・くれなゐのひとへ　・おもてむらさき　うらあを
・はなだのこうちき
・紅梅のうはき

やなぎかさね
・あをきひとへ　・唐ぬきのきぬに地なるきぬをかさぬ
・うすきひとへ
・もえぎのうはき
・えびぞめのこうちき

菊やまぶき
・くれなゐのひとへ　・おもてうすあを　うらきいろ
・こき山吹のうはき
・うすきこうちき

うすやまぶき
・うすあをひとへ　・おもて地いろ　うらくれなゐ
・えびぞめのこうちき　・地よりこきのうはき

くれなゐのにほひ
・あをきひとへ　・うすくれなゐ
・山吹のこうちき
・松かさねのうはき

ほくし
・おもてはなすゝ　うらあをし

藤かさね
・おもてうすむらさき　うらあをし
・紅のひとへ
・こき山吹のうはき
・松かさねのこうちき

色々五　・うすいろ　・しろき　・こうばい　・山ぶき　・もえぎ
・紅乃ひとへ　・紅梅乃うはぎ
・もえぎのこうちき
うへきろき六　・こきしなゐのこきうすき　・あをきこきうすき　・うすいろこきうすいろ紙
・紅のひとへ　・しろいもの(?)うはぎ
・もえぎのこうちき
しろき(?)かさね　・うへのきぬ(?)も　しろきおりものや
・しろきひとへ　・紅梅乃うはぎ
・紅乃こうちき
松かさね
・紅乃ひとへ

一かさね
一かさね
一かさね
・うはぎ七重や

・もえぎ乃うはぎ　・しろきのこうちき
かきはた　・おりものしろき　・うすいろなか
・もえぎの(?)ひとへ　・さくらのうはぎ
柳乃こうちき
さくらもえぎ　・おりものもえぎ　・うすいろなか
・くれなゐの(?)ひとへ　・紅梅のうはぎ
・しろき絹こうちき
えびぞめのきぬ　・おりものしろき　・うすいろなかぬゐろ
・紅乃ひとへ　・もえぎ乃うはぎ
・紅梅のこうちき

紅梅こうばいは十二月の五せちより二月まできる也 （一説）
婦きハ三月まで夜ハ二月四月かぎり候乃外の色てハ
時候さるの内四月まではあをものきぬもこれらの色をと
かさね候きぬの地はたてのおり物 （加ふる）おり物二重おり物 あやなどにてもきぬ
何にても候得私は中ものくりなるべく
あきぬまそ候私のうちころもの人きつるさハ七も八も又ハ
十もきぬにようくへてかさねられ候たからの人ハ五より
外ハつくすまらぬ候ハすべてそうらしハきぬ一二とも （よろしく）
絹かさね二三ぐらいかさね候も無子細
用かすめ （イナシ） （イ知ナシ）

うちきこうちぎ又は二重おり物又はおりめの綿も用ひ候や

一 表乃もしのきぬ紅色
綿ちうき　しろき　ちりしの裏ん
松ちきのうぬき　ふちなるのこうき
すみのする　あゐそあくしうろそし
あさき　ちりしの裏ん　うすきなるのうき
ふゆそめのこうちき
卅日の乃色くさきしよりほとおかり四月中も
あをものきぬよそて裏ハころも久の裏ん上て世
いつくの乃ちりしとうすきもかさねきて又か東
乃日ハちりしの五ずぬを用ゐも

イ本　競馬ヲ勤ル二女房ノ装束五月五日ヨリ単カサ子ヲキル単ニカヒ練子ト
此名物ニテノ時ハ更ニヒトヘヲキス

一五月より秋まてのきぬの色

あやのひとへ（かさね）　おもてあをく　うらこうはい

しろすゝしのうはき　二あいのこうちき

菖蒲かさねのからきぬ　おもてくち葉　うらあをし

しろきうはき　しろすゝしのこうちき

なてしこのからきぬ　おもてこうはい　うらあをし

しろすゝしのうはき　くれなゐのこうちき

しろすゝしのからきぬ（イ　あやのからきぬ）

女郎花のうはき　二あいのこうちき

あきのゝ草かさね　ぬきしろすゝし　あを　うらあをし

すゝしのうはき　とゝめ（？）のこうちき

あきのゝ草からきぬ　おもてはなたへ　うらあをし

ところ（？）のうはき　くれなゐのこうちき

ところへしの草かさね　おもてうすあを　うらあをし
くちはあをのこうちき　わか色のこうちき

うらしろすゝしのからきぬ

こきしろすゝしのうはき　松かさねのこうちき

紅の唐衣
イ　あをきしろかさね　うすあをのこうちき
梅かさねのうはき

二あいのからきぬ
イ　しろすゝしのこうちき
とゞめのうはき

えひそめのからきぬ

イナシ　くちはのこうちき
イナシ　すはうのこうちき
イ　女郎花のうはき
イナシ　すゝしのこうちき
イ　志ろきうはき

志ろきうちき

志ろきひとへかさね

紅のうちき

紅き人かさね上ハ濃しのあをきの色ハうすきのいろ志

あをやのひとへかさねまて

二十藍のこうちき

下さ濃ハへいにも又あやといふ色にもあまくそろて用
うす物なとも御用ゐるなり

いかぬかゝハ五月中梅のハ六月まてかさね八

きそむのえより秋中かさねてくうちきこうちき

こきすゝしあをものゝ色ハ二重あをものゝ織かさね濃え

用也や

九月九日よりのきぬの色

きくのかさね又なにてものいろきぬ併しかし深紅着て

用いるハいつもむ

十月より五せちまての衣の色

紅葉の事を八うへハ五ちうし志ろし 是ハもみぢの紅葉の事

いろときかさね

枕いとうしのうちき

まうしんのこうちき

すゝしかうて八きいろ三志ろきうちのこき一かさね

一重紅のうちきの一あをもそ八なり

紅かさね

黄きくのうちき

まきくのうちき

志らきく　おりて志ろくうつろはて
紅乃ふかく　一　黄きく乃うつろひ
深まくのこゝちき
黄きく　おりてきくうつろはし
紅乃ふかく　志らきくうつろひ
えびぞめ乃こゝちき
うつろひきく　おりてもしほれくうつろはし
紅乃ふかく　枝ゝ乃うつろひ
河とさいこゝちき
黄かゝる　おりてきくもうつろはし

くれなゐの深く　ほそくのうつろひ
河とさいこゝちき　おりてすまぬうつろひ
はし紅葉　イ上下
えびぞめのうつろひ　紅乃ふかく
すゝき乃うつろひ　おりてうすいろうつろひ
楓かえで
ますほ乃ふかく　紅乃うつろひ
えびぞめのこゝちき
此外色ゝことば乃哥人の外に志るし　おそろしぬ
一　うつろはぬ事

紅乃袴とうらにもつけてきる　わかき人ハこきうらを
わか女房ハ（夜のものハうすき也）うすくうらにきるはすこしうらにつけてよし部屋人
うすくうらにつけてきるや又部屋人ハうらきぬ紋付きめるをもちゆ
こきいろもとよりうすきいろのうらをつけるといふなり是の
[illegible]

一 部屋人乃事

夜ハ紅のひとへこきかつぎなり冬ハあつきものを部屋人
いろも又部屋人ハ冬ハかつぎかちめのもあつき
大かい世分まで大かたハさまりあるものをゆるすべき
乃いろにてもうすきこうちきぬハときにより着る

わかき人ハこうとつゝくのうちハかさねとして紫又あをき
具ぬ紅乃ときにも用候まかうきぬそこうちき（侍まうくは）
くし

一 中のうちきぬハ下はかまでもきるなり

一 童子のうちきハ乃人ハきるや童女乃きる物也

一 こうちきのこと

きぬ乃人ハ部屋人ハ単の上ハ弁衣うちきぬ乃上ハこうちき
表衣乃上ハ小袖御乃上ハ襟ときるなりなりて小
袖とおなじ中へうちかけ寸法ハ常ににうへハきるなり
おめし如件なり

一かい取りのこと　かい取とはきぬの上にうちかくるきぬなり

一あこめのこと　橘のあこめにはちやうこのなるうち取りと云ふ　とあこめをかる　婦女巻

童蒙上白細長ときるなり皇太子幼童之時着之白織物形源之末通女之袴なり　かやうのきぬをあこめ

なにもことくくこれをはりのなかり　これもこ…

人のつはりには君うちとき女郎条の時と…着用

…細ならず細と書くるなり

一のしへのこと　これもあこめとも…きぬを云ふなり

一うへのきぬのこと　童女はうへのきぬには若袴の上に表袴
のかは…あこめ…源氏…

一…のこと　…男…女…なり

一きぬのこと　八尺等そのまゝによりてかつらのみも長くし
一さる時は紅の単衣袴…
…

一主人はこきぬ…こうちき…

こうちき着せさるなり

ちゝこうら

源氏物語夕顔巻

女とものてきさうけるあて侍ちりしうかまのかゝりまゝり

ゑきくつけてかしはく人侍る

一主人乃うちき・こうちきハかならす流布なる人あり物也
一女房ハ装束乃ときハ主人うちき紅乃うちきぬかさねきぬ等着
しまさぬ紋乃例なり若ゆるしハ生絹衣より褶袴
着せ須たくきぬのう人ふゆかさねきぬを着する例なり
一主人のうちきハ須しのおりものゝ紋も又何やう乃紋なりともくるしからす
ありて主人よりかさぬるなり其ハうちきを色々もちそ流布
乃とおり程うすき平絹ニ須物なとこれと用るや又うきをり織
物なり入内乃うちき女房五節の童女ニおりもの紋用るなり
内裏中下臈もおり物織等をきさるなり
一うちいてニしろき両を出す須ハ不今の然とも文也
云
澄之考 以上女房餝抄也

以或卿之蔵書ゝ写
享和二年四月右京大夫祥光

右装束門當家前八代正二位
行天卿之良家仁之 経秀 多年
懇望之許 不存寄術此辨謝
見之所也 装束道所要之誠
如此之装束於者 経秀 今後
受為承面目雖然筆紙深
秘文事不出門外者也可謂
穴賢々々

天保十四
季春 為三 経秀

坂中殿